

2020年1月17日
全国港湾 19 発第 49 号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)



国交省の「熟練技能者の荷役ノウハウ継承・最大化実証事業」について

国土交通省は、A Iターミナル高度化実証事業の一環として、題記「熟練技能者の荷役ノウハウ継承・最大化実証事業(暗黙知の継承事業)」を進めようとしています。

この事業について、国交省は、①港湾労働者の高度な技能、その優れたノウハウを継承していくこと、②オペレーターの育成機関の短縮と技能者全体の底上げを目的とし、クレーンにセンサーを設置してデータを取得することや、アイトラッキング(視線の場所や動きを計測する)調査で荷役操作の特徴を抽出して、このデータを解析することにより、運転支援システムの構築、シミュレーターへの導入などで効果を検証するものと説明している。

全国港湾は、この事業は長年培ってきた港湾労働者の技能を奪い、データの活用で労働者を機械に置き換えることを促進するものとして、この事業に反対し、秋の中央行動をはじめ行政交渉において、この立場で対応しており、その取り組みスタンスは変わっていない。

そうした中で、国交省は別添の「事務連絡」を全国港湾と港運同盟宛に発出した。この文書について、国交省は行政交渉等での組合側の主張や疑問点についての考え方を整理したものだとしている。こうしたことを背景に、地方運輸局から当該地区港湾に対して、全国港湾が本事業を容認したかのような問い合わせも寄せられている。

常任中央執行委員会(1月14日開催)は、地区での混乱を避け、あらためて組合側の立場を徹底することが重要と意思統一した。したがって、各単組・地区港湾は、次の取り組みの促進を図らねばならない。

記

1. 本件事業は、A Iターミナル創設に向けた体制的「合理化」の一環であり、全国港湾は反対の立場である。したがって、各地区港湾は、当該運輸局や関係者の問い合わせなどに対し、全国港湾は、本事業の説明などを受けた経緯はあるが、事業に反対の立場は変わっていないし、地区港湾としても、同様の立場であることを周知徹底すること。
2. 各単組は、地区港湾の取り組み促進のための縦指示を取り組むこと。

以上

<添付> 「事務連絡」/国交省港湾局発信(19年12月23日付)